解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年八月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉九七番地四

財団法人久米島農業開発組合

清算人　平良　朝幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月十七日札幌市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

札幌市中央区北一条西一九丁目一番一号

社会福祉法人公愛会

代表清算人　高橋　朋子

解散公告（第二回）

当基金は平成二十五年十月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

東京都千代田区内神田一丁目二番二号

日本食鳥鶏卵産業厚生年金基金

清算人　横山　守

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十月五日開催の第四十三回定期大会の決議により同年十月十五日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

東京都中央区日本橋室町四丁目一番二一号

興人労働組合

清算人　安田　武彦

解散公告（第二回）

当社は、平成十四年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番八号

セゾンゴルフ倶楽部株式会社

代表清算人　松岡　直樹

連絡先　大阪市中央区北浜二丁目三番九号

入商八木ビル一〇階大阪シティ法律事務所

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十月九日門真市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

大阪府門真市中町一番一号

門真市小路中第1土地区画整理組合

代表清算人　中野　寛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月三日総代全員の同意及び責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

兵庫県神戸市灘区下河原通四丁目三番三号

宗教法人神道大教天照分教会

清算人　木邑紀代子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十月十八日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜四丁目九番九号

新宮町緑ケ浜土地区画整理組合

清算人代表　下瀬　博貴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

大分県中津市三〇七番地

宗教法人中津堀川教会

清算人　山本　隆信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

大分県中津市大字角木三六四番地

宗教法人海藏寺

清算人　山本　隆信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

大分県豊後大野市三重町本城五六九番地

宗教法人圓通寺

清算人　山本　隆信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

大分県豊後大野市三重町井迫二二二三番地

宗教法人瑞泉寺

清算人　山本　隆信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

大分県臼杵市大字海添二四九八番地

宗教法人水前寺

清算人　山本　隆信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月三十一日

大分県玖珠郡玖珠町大字山田三二七七番地

宗教法人洪樟寺

清算人　山本　隆信

第11期決算公告

平成25年10月31日
東京都中央区新川一丁目1番7号新川ビル4－A　SK内
Shibuya Gate特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（平成25年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	10,791,504	流動負債	159,105
その他の資産	1,079,911	固定負債	6,875,741
流動資産	1,038,698	**負債合計**	**7,034,847**
繰延資産	4,680	社員資本	4,836,567
	36,531	特定優先資本金	435,900
		剰余金	4,163,200
		当期未処分利益	237,467
		純資産合計	**4,836,567**
資産合計	11,871,415	**負債・純資産合計**	11,871,415

損益計算書の要旨
（自　平成25年1月1日　至　平成25年6月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	386,854
営業費用	137,631
営業利益	249,223
営業外収益	270
営業外費用	11,279
経常利益	238,214
当期純利益	238,214
税引前当期純利益金額	
法人税、住民税及び事業税	747
当期純利益金額	237,466